

スウェーデンの選挙権改革期における右派の理念転換

——一九〇四年のボストレーム政府法案と普通選挙民同盟(AVF)設立——

安武 裕和

目次

序章 本論における分析視角

第一節 スウェーデンにおける議会主義化と民主主義化

第二節 一九〇九年改革の概要と研究史上の争点

第三節 本論の構成と分析視角

第一章 「反議会主義」に基づく「反政党主義」

第一節 一八六六年体制の構造

第二節 右派における「反政党主義」の伝統

第三節 左派勢力の「政党化」への警戒

第二章 一九〇四年法案における右派の理念転換

第一節 「保守的保証」としての比例代表制導入案

第二節 一九〇二年法案と一九〇四法案の立法趣旨における言説変化

第三節 右派内での比例代表制擁護の潮流

第三章 有権者動員機関としての普通選挙民同盟（A V F）の設立

第一節 普通選挙民同盟（A V F）設立の経緯とその実態

第二節 一九〇四年以降の政局の動向

第三節 普通選挙民同盟（A V F）設立後の右派の変貌

終章 一九〇四年以降の右派の変貌と政局の展開

第一節 「政党観」を巡る左右両派の共通認識形成

第二節 一九〇九年改革の限界

第三節 今後の課題

序章 本論における分析視角

第一節 スウェーデンにおける議会主義化と民主主義化

今日のスウェーデン王国は、立憲君主制に基づく議会制民主主義国家である。本論では議会制民主主義を「民主的に選ばれた議会の多数派が政治権力を握る政治形態」と定義するが、このような政治体制は近代欧州諸国における「議会主義化」と「民主主義化」という二つの政治的変革を通じて産み出された。

「議会主義化」とは「議会内の多数派が政治の実権を握ること」を意味しており、特に「議会多数派による首相

任命慣行の成立」すなわち「議院内閣制」の確立が一つの重要な達成点となる。ただし、この場合、いかなる「議会」がその役割を果たすかによって、その政治形態は大きく異なる。

一方、「民主主義化」とは元来は非常に多義的な概念であるが、本論で取り扱うのは「議会の民主主義化」の問題であり、具体的には「全国民による平等な条件に基づく議会構成員の選出」すなわち「男女普通選挙制」の導入が一つの到達点となる。ここで特に重要なのは「実質的権力を有する議会」の「民主化」である。

この二つの政治的革新の経路は各国毎に大きく異なっている。英国では世界で最も早く議院内閣制慣行が成立した反面、衆議院の選挙権問題に関しては二〇世紀まで定住条項などで厳しい制限が残存していた。一方でドイツにおいては、第二帝政初期の段階で選挙権に関する財産制限などは撤廃されていたものの、行政上の議会の権限は限られており、宰相任命権はあくまで皇帝が握っていた。

スウェーデンにおけるこれらの政治転換は、いずれも周辺諸国に比べて遅れる形で進化した。一般に、議会主義の確立は一九一七年のエーデン (Ejnar) 内閣成立時であると言われており、民主主義が成立するのはそのエーデン内閣の主導下で作成された男女普通選挙法が成立する一九二一年である。

スウェーデンにおけるこの二つの政治的転換は、武力革命や敗戦といった政治的断絶を経ることなく、平和的かつ漸進的に達成されたという点に大きな特徴がある。それをもたらしたのは議会内での旧体制派（右派／Höger）議員と改革派（左派／Vänster）議員による妥協／合意形成であった。

だが、世紀転換期のスウェーデンの右派議員と左派議員の間に、最初からそのような「妥協／合意」を形成する上での前提条件が整っていた訳ではない。今日でもスウェーデンの議会政治は「妥協／合意」重視であると一般に言われており、特にその中でも「政党」を主体とした妥協／合意形成が同国政治の特徴として知られているが、そ

のような政治文化の成立のためには、議会内の諸勢力の間で「共通の政治観(ゲームのルール)」を共有することが不可欠となる。

しかし、スウェーデンにおいて左派と呼ばれる勢力が国会内に進出し始めた当初、彼等は右派とは政策レベルのみならず、「あるべき政治の姿」を巡る政治観(理念)のレベルにおいても「異質」な存在であり、両者の間では妥協を形成出来るだけの「共通認識」が存在しなかった。それが可能となるためには、左右両派の内部において、ある程度の理念転換(理念共有)が必要だったのである。

本論では、その理念転換の一つの契機として、このスウェーデンの体制移行をもたらす上での重要な改革となつた一九〇九年国会法の成立に先駆けて提出された一九〇四年のボストレーム(Erik Gustav Postum)首相による政府法案が、右派の「政党観」の転換において果たした役割に着目する。

上記の通り、議会主義化とは「議会内の多数派が政治の実権を握ること」であり、そのためには政治家が「政党を通じての多数派形成競争」という政治形態を認めることが事実上の前提条件となる。当時の右派が議会主義化を認めなかった一つの理由は、このような「政党主体の政治」そのものを悪徳と彼等が考えていた点にあった。本論文では、そのような右派の「政党観」が転換する上で(そして、そのことによってその後の議会制民主主義体制への移行をもたらし、更に今日まで続く「妥協/合意」重視の政治文化の礎を形成する上で)この一九〇四年のボストレーム政府法案が重要な契機となったということを立証する。

第二節 一九〇九年改革の概要と研究史上の争点

スウェーデンの国会 (Riksdag) は一八六六年国会法 (Riksdagsordning) によって、それまでの四身分制国会から、「第一院 (Första kammaren)」と「第二院 (Andra kammaren)」から成る二院制国会へと転換した。

第一院議員は地方議会 (県議会 / landsting、都市議会 / stadsfullmäktige) によって選出され、第二院議員は国民の直接選挙を通じて選ばれる。⁽²⁾ 設立当初の両院では、いずれも厳しい財産条項によって選挙権 / 被選挙権が制限されており、特に第一院は極めて高所得層に有利な制度となっていた。

一九〇九年の議会改革は、この第二院選挙における財産制限の撤廃を基軸としており、選挙権拡大 (「民主主義化」という意味で、この改革が一定の役割を果たしたということ)、ほぼ全ての論者に共通の認識である。⁽³⁾

しかし、一方でもう一つの指標である「議会主義化」の側面におけるこの改革の歴史的意義に関しては、先行研究における評価は真つ二つに分かれている。

ステン・カールソン (Sten Carlsson) や小川は、この改革期に左派が国王や右派の抵抗によって議院内閣制導入に失敗した点を強調し、この改革のことを「議会主義化」とっては一步後退であった⁽⁴⁾ (Carlsson 1985: 225)、「議会主義確立を実現することが出来なかった」(小川 1992: 623) と評価している。

一方、シドウ (Björn von Sydow) はこの改革期に左派の政府法案が国会採決で棄却され、右派を中心とした国会内の委員会 (utskott) 主導で作成した対案が勝利したという意味で、「国会および委員会の政府に対する優越」の確立に繋がったと位置付けている (Sydow 1997: 101)。

ここで彼等が議会主義に影響を与えた契機として取り上げているのは、いずれもこの選挙権改革期の最終盤であ

る一九〇六年―一九〇七年の政局である。著者はこの問題に関しては基本的にシドウの説を支持する立場であるが、その検証については別稿に譲るとして、本論では、先行研究ではあまり重要視されなかった、その前段階における一九〇四年のポストレーム政府法案とその前後の政治動向を、同国の議会主義化における一つの重要な転換点として取り上げる。

この一九〇四年法案は、右派政府主導で提出されたものの、最終的には採択されずに終わった「幻の議会改革法案」であるが故に、先行研究でもあまり着目されず、我が国ではその存在すらも殆ど知られていないが、前節にて示した通り、この一九〇四年法案こそが、右派の「政党観」を転換させたという意味で、後の「議会主義化」にとつての必要条件を満たす上での決定的な転換点となったのである。本論ではこのことを当時の議会資料や新聞などに基づいて立証する。

第三節 本論の構成と分析視角

本論では、議会主義化を達成する上での重要な一つの条件として、左右両派の政党観の共有、より具体的には、右派による「政党を中心とした議会運営」の正統性の受容を実現する上で、この選挙権改革期における一九〇四年法案が重要な転機となったことを、以下の手順で実証する。

まず第一章にて、本論の主題である右派の「政党観」について明らかにする。当時のスウェーデンでは、左派は周辺諸国の議会主義化の潮流を背景に「大衆に根ざした統一綱領に基づく政党」を設立して国会内での多数派形成を目指していたが、一方で右派はそのような「政党を主体とした政治運営」を政治の墮落と捉えていた。つまり、

当時の右派は「議会主義化」の前提条件である「政党同士の多数派形成競争」自体を悪徳と考えていたのである。このような右派内の「反政党主義」の存在を、一九世紀末の右派議員達の発言を引用することで立証する。

次に第二章では、この右派の「政党観」を転換させる上で、一九〇四年のポストレーム政府法案が一つの重要な役割を果たしたという仮説を、当時の議会資料や学術誌における右派の論調の変化を分析することで立証する。

そして第三章では、このポストレーム法案の半年後に形成された、右派の有権者動員機関「普通選挙民同盟（Allmänna valmansförbundet/VF）」の活動などを取り上げ、一九〇四年以降の右派の変貌の実態について分析する。終章では、本論の主張をまとめた上で、この選挙権改革の意義と限界について言及した後に、スウェーデンの議会史研究における今後の課題について述べる。

第一章 「反議会主義」に基づく「反政党主義」

第一節 一八六六年体制の構造

1. 1. 1. 権力分立体制の確立

一九世紀末のスウェーデン二院制国会の特徴は「権力分立 (makteining) 体制」と「財産選挙制」の二点に集約される。本節ではこの二つの特徴について触れた上で、その下で形成された左右両派の議員集団の構成について言及する。

まずは前者について確認しておこう。三十年戦争以来、スウェーデンは対外膨張を重ね、一七世紀には「バルト

帝国」と呼ばれる広大な領土を獲得し、ファルツ朝王家による「カール絶対主義」が隆盛を極めていたが、北方戦争での敗北とカール二世 (Karol XII) の戦死によって「大国の時代 (Stormaktstiden)」は終わり、一八世紀には「自由の時代 (Frihetstiden)」を迎えることになる。

この時代においては国王権力が衰退し、当時の身分制国会 (特に貴族院) が実質的な政治権力を握ることで、スウェーデン史上初の (そして当時の欧州諸国においても稀な) 「議会主義」の時代を謳歌していた。その頃の議会には「ハット党 (Hatarna)」と「メッサ党 (Mossorna)」と呼ばれる二つの政治的党派が並存し、彼等を中心とした自由な議会運営が成立していた。

しかし、一八世紀後半に入ると両派は勢力拡大のために贈賄を繰り返すようになり、政治は大きく乱れ始める。それに対して一七七二年に国王グスタフ三世 (Gustav III) がクーデターを敢行し、自身に権力を集中させた新統治法を議会に承認させ、「グスタフ絶対主義」と呼ばれる第二の国王専制体制が成立する。

その後、グスタフ三世は一八九二年にフランス革命の影響を受けた自由主義派貴族によって暗殺され、息子のグスタフ四世アドルフ (Gustav IV Adolf) がその後を継ぐものの、一八〇九年に対ナポレオン戦争での敗戦に起因するクーデターによって強制退位させられ、グスタフ絶対主義は終焉を迎えることになる。

このような経緯の後に制定された一八〇九年統治法 (regeringsform) は「権力分立」を制定理念として掲げていた。すなわち行政政府の長である首相 (宰相) の任命権を国王に与える一方、法令や予算の成立には国会の承認が必要という規定が定められたのである。これは、二度の絶対主義期における「国王専制」と、自由の時代における「議会主義」を同時に防止することを目指した制度であった⁽⁴⁾。

1. 1. 2. 制限選挙制

ただし、この時点での国会はまだ身分制国会であり、これが近代的な二院制国会へと転換するのは一八六六年のことである。当時の宰相デ・イェール (Louis De Geer) は、国会改革の要求にこたえつつも急激な民主主義化を抑えるための方策として、財産制限に基づいた寡頭制的な選挙制度を考案した。

まず、地方議会の代表者によって構成される第一院では、被選挙権は「財産八〇〇〇クローナ以上、もしくは納税額四〇〇クローナ以上を満たす三五才以上の男性」に限られていた。当時のスウェーデンでこの条件を満たす者は僅か六〇〇人に過ぎず、明確に「富裕層を代表する議会」の性格を有していた。

また、その選出母体となる地方議会においても、選挙権保有者は（設立当初の時点で）国民の一八％程度にすぎず、更に納税額に応じて高額納税者は一人で数百〜数千票もの投票が可能であった（後に、県議会では一人最大五〇〇〇票、大都市議会では最大一〇〇〇票にまで制限された）ことや、個人とは別に法人にも投票権が与えられていたことも、産業資本家や大地主に有利に働いていた。

一方、第二院においても選挙権／被選挙権に関しては「課税評価額六〇〇クローナ以上の農作地の耕作、課税評価額一〇〇クローナ以上の不動産の所有、八〇〇クローナ以上の年収に基づく国家への納税、のいずれかの条件を満たす二一才以上の男性」という制限があり、選挙権を有していたのは国民の僅か五％に過ぎなかった。それでも、一人一票制であるという意味で第一院に比べれば低所得層にとって門戸の低い議会であり、基本的には第二院が低所得層を支持基盤とする改革派勢力にとっての主要な意思表出の場となっていた。

1. 1. 3. 国会内における左派・右派の形成

このように、一八六六年体制下のスウェーデン国会は、議会主義的な側面においても、民主主義的な側面においても、今日の議会制民主主義体制下の国会とは大きく異なる「権力分立型寡頭制議会」とでも呼ぶべき機関であった。そして、このようなスウェーデン国会の改革を巡って、世紀転換期には「左派」と「右派」と呼ばれる二つの勢力が激しい政争を繰り広げることになる。

左派とは新興の都市下層中間勢力を中心とした、普通選挙権と軍備縮小を要求する人々であり、具体的には第二院における自由統一党 (Liberata Samlingspartiet) とスウェーデン社会民主労働党 (Sveriges socialdemokratiska arbetarparti) 以下、社会民主党) を意味していた。

一方、右派に関しては明確な定義は存在せず、上記の左派以外の議員の総称として、第二院における地方民党 (Lantmannapartiet) や穏健改革グループ (De moderata reformvänernas grupp)、それに第一院のほぼ全議員 (多数党、少数党など) を指す言葉として用いられていた。

両者は政治改革を巡って激しく対立していたが、一九〇一年の徴兵期間の延長を定めた新軍隊法の成立を契機に、「一人一票・一ライフル論」(国防参加者には国政参加権があるという主張) の観点から、右派の側も選挙権拡大を不可避と考えるようになり、左右両陣営から「自分達にとって都合の良い選挙権改革」を目指して、第二院の改革を目指す法案が次々と提出されるようになる。

このように二〇世紀初頭には左右両陣営が国会改革を巡って相争うことになるのだが、この両者の対立の根底には、単に選挙権付与の範囲を巡る問題のみならず、「議会政治の在り方」を巡る両者の根本的な理念対立が存在していた。それは「政党観」、すなわち「『政党政治』そのものの是非」を巡る対立であった。

第二節 右派における「反政党主義」の伝統

1. 2. 1. 「自由の時代」の反省

前節で述べた通り、当時のスウェーデンの右派議員達は様々な議員集団に分かれていたが、これらは関税問題などの特定の争点においては結集して行動していたものの、国家の政策全体を包括するような統一の綱領を欠く「緩やかな院内連合」にすぎなかった。そして、当時の右派議員達はこのような「政党規律に縛られない政治活動」こそが、政治のあるべき姿であると考えていたのである。

というのも、一九世紀のスウェーデンの政治家達にとって、一七世紀末から一八世紀末の議会権力全盛の「自由の時代」は「忌むべき歴史的経験」であり、議会主義は国王専制と同等の悪徳と見なされていた。そしてハット党とメッサ党の贈賄合戦をもたらした最大の要因は「議会の多数派が全ての政治的権限を独占する」という制度にあったという考えから、国会議員達の過度の多数派形成志向を押さえるために、当時のスウェーデン憲法では首相の任命権を（国内の諸階級・諸勢力から独立した唯一の存在である）国王の手に委ねたのである。

その意味で、当時の政治家達の「反議会主義」思想の中心にあったのは「反政党主義」という観念であった。すなわち「自由の時代」の苦い経験から、政党単位での結束行動は国家を分裂させると考えていたのである（Nilsson 2001: 75）。

1. 2. 2. リディーンの反比例代表制論

このような思想傾向は、たとえばウプサラ大学の教員にして右派議員でもあったリディーン（H. L. Rydén）の二八

七三年の著書『スウェーデン国会 (Svenska Riksdagen)』などに見ることが出来る。彼は一八六六年国会法の制定時に生じた諸理論をまとめているのであるが、その脚注でフランスのコンシデラン (Victor Considérant) の掲げる「名簿式比例代表制」を取り上げた上で、「(この制度を導入すれば) 国家は諸政党による煽動状態へと溶解してしまふ。国家機構は諸政党による権力闘争を前提として建設されるべきではなす」(Rydin 1873: 66) と述べており、ここには「政党政治」が根付くことへの危惧が伺える。

このように、彼は選挙を通じて多様な諸勢力が国会内に進出する状況は回避すべきと考えていたが、一方で議会内での議事進行の次元においては少数派の意見を取り入れる必要性も感じていた。それ故に彼は、一八七八年には国会議員の中から委員会構成員を選出する際の方法として比例代表制の導入を提案したが、この法案は委員会でも本会議でも受け入れられなかった。そして、委員会答申の中にはその反対理由として、「この制度の導入によって、諸政党の内部結束がより高まり、より先鋭な亀裂が生じることになる」という主張が含まれており、ここからも当時のスウェーデンの有力政治家達が「政党としての結束を高めること」を「悪徳」と認識していたことが伺える (KU 1897 3: 3-5)。

1. 2. 3. 一八九六年国会における右派議員の主張

同様の主張は一八九六年のボストレーム政府による議会議改革法案 (KMP 1896 41) に対する右派議員達の答弁にも現れている。この法案は当時の選挙権拡大要求に対応するために提示された、第二院選挙権の若干の拡大を中心とした内容であり、最終的に左右両陣営のいずれの賛同も得られず廃案となったのだが、ここで特筆すべきは、この法案の中に、(それまで複数人区連記制であった) 大都市の選挙区に対してのみ、デンマークのアンドレ (O. E.

Andra) の方式を改良した「単記移譲式比例代表制」を導入することが提案されていたということである。

単記移譲式とは、一人の有権者が複数の候補者に順位をつけて投票する制度であり、原理的には「政党を必要としない比例代表制」なのだが、実質的には有権者が自分の支持政党の議員達に集中して上位の順位を書き込むため、結果として政党主体の選挙になりやすい。⁶⁾

このような選挙制度案に対して、第一院議員ヴェルン(Carl Fredrik Wern)は五月六日の第一院国会において、この選挙制度に合致するような「強固に結集した諸政党」は、「幸いにも今のスウェーデンには存在しない」と述べた上で「我々はホイッグとトーリー、民主党と共和党、穏健派と共和派、右派、左派、中央派、などといった諸政党を知っている。このスウェーデンにおいてさえ、ハット党やメッサ党を我々は有してきた。これらの政党の生成は常に危険で、権力への執着を産み出し、いずれかの政党が権力を握ると、固有の利益に基づいてそれを行使する。そしてそれはまた、配慮の欠如と国家全体の利益への無関心をもたらす」と述べている(RDP FK 1896 23: 19-20)。

この他にも、この日の第一院審議では多くの議員達からこの法案への反対意見が続出した。ローデ(E. H. Rhode)は、比例代表制への反対理由として「比例代表制は政党組織と政党綱領を前提としている。私はそれらの価値を認めることは絶対に出来ないし、これから先も認めることは決してない」と述べている(RDP FK 1896 23: 22)。また、政府法案の概要については肯定的に評価したエーレン Heim (Pehr von Ehrenheim) も、比例代表制とそれに伴う政党化に関しては「選挙民の自律性を損なう」と否定的な見解を述べている(RDP FK 1896 23: 35)。

このように、当時の右派議員達の大半は、「自由の時代」における両党も、当時の欧州諸国における諸政党も、いずれも政治の危機的状態を招く要因であると考え、政党を基軸とした政治運営自体を嫌悪していた。このような「政党＝害悪」という思想は、一世紀以上前の英国の政治学者ボリンブロクや、米国の建国の父達(特にマディソ

ン)にも通じる理念であったと言える。

第三節 左派勢力の「政党化」への警戒

1. 3. 1. 社会民主党の国会への進出

このような右派議員達にとって、世紀転換期に急速に勢力を伸ばしつつあった左派勢力は不倶戴天の敵であった。なぜなら彼等は、右派が忌み嫌う「政党的存在を前提とした政治」をむしろ政治の理想形態と考え、中間層階級の利益を代弁するための政党组织に基づいた政治運営を目指していたからである。彼等は、それまでの国会内の右派系の「緩やかな連帯」に基づく諸集団とは明らかに異質な「単一の政党组织」に基づいた政治集団」であり、それまでのスウェーデンの「個人主体の議会政治」とは明らかに相反する政治文化の流入をもたらした。

中でも特に右派が脅威に感じていたのが、一八八九年に結成された社会民主党である。彼等は、スウェーデンにおいて最初に結成された「全地域・全政策を包括した政治組織」(Themenius 1935: 19)であると同時に、労働者階級の利害を全面に打ち出す明確な階級政党でもあった。

彼等は同時代の他国の社会主義政党と同様、様々な内部対立を抱えてはいたものの、最終的には党首ブランディング(Hjalmar Branting)の指導によって(革命路線を完全に放棄はしないもの)議会を通じての社会改革を中心とする政党綱領の下へと結集し、国会進出を目指して草の根レベルでの選挙活動を活発化させていく(Rusow 1955: 48, 54)。当初は、厳しい財産制限故に支持層の大半が投票出来ず苦戦を続けたが、それでも一八九七年にはブランディングを国会第二院に当選させるに至り、更にその翌年には全国労働組合(LöfLandsorganisation)を結成したこ

とにより広範な支持基盤に基づいて選挙戦を展開し、徐々にその勢力を国会内にも拡大していくことになる。

1. 3. 2. 自由統一党の結成

一方、それまでの国会内での改革の中心的役割を担ってきた都市派議員や、その支持基盤である都市中間層の有権者達もまた、この一九世紀末期には本格的な全国政党の設立に向けて結集していく。

その先駆けとなったのが、一八九五年にベリストレム (David Bergström) 等によって設立された「国民党 (Folkpartiet)」である。彼等は伝統的な都市の自由主義者達を中心としつつ、関税問題において彼等と同盟関係にあった自由貿易派の中小農民層の一部 (特に北部出身者達) を吸収し、「選挙権の拡大」を国会の内外に対して主張した結果、一八九九年の選挙ではその議席数を三〇議席から四三議席へと拡大させる躍進を果たした。

そして翌年には第一院議員フリーセン (Sixten von Friese) の提唱の下で、この国民党と、改革派の独立系議員、そして院外で活動していた自由主義者達が結集して「自由統一党」が設立される。その綱領の中で彼等は、労働環境整備、住宅確保、医療負担など、多岐に渡る包括的な社会改革を掲げており、そこでは明らかに、それまでの経済的自由や選挙権拡大に特化された「一時的／部分的な連合」とは異なる、恒常的な政策集団としての「政党」を目指す方向性が示されていた (Thernelius 1935: 157-163; Rustow 1955: 56-58; Verney 1957: 136-138)。

この傾向は特に若い世代の国会議員に強くみられる。中でも一八九七年に第二院に初当選し、一九〇三年以降は実質的に自由統一党の指導者となるスターフ (Karl Staaff) は「グラッドストーンを神以上に信仰する」と公言したり、右派への挑発においてロイド・ジョージの台詞を引用するなど、英国自由党への強い憧憬を抱いており、英国型の下院 (第二院) 中心の政党政治文化の自国への導入を目指していた (Verney 1957: 145, 150; Lewin 2002: 120;

Sjeringquist 1995: 10-11)。

また、古参の自由主義系議員であるバルメ(Sven Palme)ですら、一八九七年には「政治の発展に従って、諸政党は内部結束を強めていく」ということを議会改革の大前提として語っており(KU1897:3-1)、既に左派の間では「強固に結束した政党」を「議会政治における前提条件」と考える認識が浸透していた。

1. 3. 3. 左右両派の政党観対立

上記から明らかなように、当時のスウェーデンにおける右派と左派の議会改革を巡る対立の根底には、「政党観」を巡る明確な対立が存在していた。

もつとも、右派勢力も選挙対策を全く怠っていた訳ではなく、たとえば一八九三年に設立された保護貿易派議員の支援を目的とする「祖国同盟(Fosterländska förbundet)」や、同時期にストックホルムの自由貿易派を中心として設立された「穏健選挙民同盟(Moderata valmansförbundet)」そして農村部において形成されていた「農耕者同盟(agrarförbundet)」などの諸機関が存在した(Wahlstrand 1946: 10)。¹⁰⁾しかし、それらはいくまで各選挙区ごとの有権者への部分的な政策プロバガンダのための機関にすぎず、上記の左派政党のような「党としての明確な包括的政策綱領を掲げた全国組織」ではなかった。前述の通り、右派議員達の大半はこの種の統一組織を「政治家の自律性を損ねる害悪」であると考え、それらに基づいた政治運営を非常に危険視していたのである。

そして、その危機感の根底にあったのは「議会の多数派(国内の一部のみを代表する者達)が権力を握る政治システム(＝議会主義)」それ自体への(自由の時代の反省に基づく)警戒心であった。当時の右派議員達にとつて、このような議会主義化を生み出す最大の要因としての「包括的政策綱領を掲げた全国政党」の存在こそが、最も忌

避すべき対象だったのである。

この両者の「政党観」の相違こそが、スウェーデンにおける体制変革をもたらす上での（左右間での）妥協形成にとつての一つの大きな障害であった。

第二章 一九〇四年法案における右派の理念転換

第一節 「保守的保証」としての比例代表制導入案

2. 1. 1. オッテル政府による選挙権拡大法案

第二院選挙権の部分的な改革法案は、前述の一八九六年の政府法案（KMP 1896A）のような形で一九世紀末期頃から幾度も提出されたが、その度に第一院右派の圧倒的多数の反対によって否決され続けてきた。

この右派の反改革姿勢を一変させたのが、一九〇一年の新軍隊法設立である。当時、海軍提督のオッテル（Otter von Otter）首相を中心とした右派政府は、欧州諸国における国際関係の緊張化に対応するため、徴兵期間の延長を定めた法案（KMP 1901 2&3）を提出したのであるが、この政局の中で、前述の「一人・一票・一ライフル論」に基づいて選挙権拡大を主張する左派議員達に対して、翌年の国会で選挙権改革法案を提出することを約束する。この後、右派議員達も本格的な選挙権改革の必要性を認識する路線へと転じていくのである（安武 2006）。

そして実際に一九〇二年にオッテル政府は選挙権改革法案（KMP 1902 65）を提出したのであるが、その内容は、「妻帯者および四〇歳以上の者には二票投票する権利を与える」など、極めて保守的傾向の強い条項が含まれていた

ため、左派側から猛反発を受け、また右派議員全体の支持を得ることにとも失敗したため、あえなく廃案となり、オツテル首相は辞任に追い込まれる。この後、右派はより広範な選挙権拡大、すなわち男子普通選挙権の導入を模索していくことになる。

2. 1. 2. ポストレームによる比例代表制導入法案

そして、国王オスカル二世 (Oscar II) が後任の首相に指名したのは、前述の一八九六年法案時にも首相を務めていたポストレームであった。彼はこの選挙権問題を解決させるため、第一院議員ビルディング (Gottfrid Billing) の提案を取り入れた上で、一九〇四年に新たな選挙制度改革法案 (KMP 1904 51) を提示する。

この法案の最大の特徴は、実質的に第二院選挙に男子普通選挙制⁽⁶⁾を導入すると同時に、第二院内の選挙方式をそれまでの相対多数決制から名簿式比例代表制へと転換することを定めたことにある。これは、改革によって低所得層の多くが選挙権を獲得することに伴い、特に都市選挙区において左派が圧倒的多数となることを見越した上で、少数派に有利な比例代表制を導入することで、右派が第二院内で少しでも勢力を温存させることを目指した法案であった。

しかし、これに対して当時の自由統一党の指導的立場にあったスタッフは、完全小選挙区制に基づく相対多数決選挙の下での男子普通選挙制の導入を求める対案 (MARK 1904 223) を提示する。彼もまたポストレームと同様に、改革後に左派が有権者内で多数派となることを想定していたからこそ、逆に多数派により完全な勝利をもたらす選挙制度を望んだのである (同時に、この方針には前述のスタッフの英国政治への深い憧憬が反映されていると言えよう)。

最終的に、このポストレーム政府法案は第一院ではどうか「賛成九三・反対五〇」で可決されるものの、第二院では僅かな最保守派の反対に加えて、上記の通り左派がスターフ案に結集して反対したため、「賛成一〇九・反対一一六」で廃案となる（RDP FK 1904 58: 44; RDP AK 1904 66: 67）。

そしてこれ以降、国会第二院への「男子普通選挙制」の導入に関してはほぼ国会全体の規定路線となった上で、実質的な議論の焦点は「いかに自陣営に有利な選挙方式を採用するか」という次元での、左右両陣営間での対立へと転換していくのである。

第二節 一九〇二年法案と一九〇四法案の立法趣旨における言説変化

2. 2. 1. 「右派による比例代表制の提案」が意味するもの

このように、一九〇四年の選挙権改革法案において、両院の大半の右派議員達が「比例代表制に基づく改革案」に賛同の意を示したことは、右派の「政党観」を巡る政治理念の重要な転換点であった。前述の通り、伝統的には右派にとって「政党」とは「政治腐敗の諸悪の根源」であり、一九世紀に提出された比例代表制法案は、いずれも「政党支配をもたらす」という理由で廃案に追い込まれてきた。その右派議員達の大半が、自らの生き残りのためとはいえ、この一九〇四年の時点で「政党の存在を前提とした比例代表制」に賛成したのである。

一九〇四年のポストレーム政府法案における比例代表制は、ドント式の計算法に基きつつ、有権者が複数の政党名簿の中から候補者を選んで投票出来る「フレキシブル名簿式」⁹⁾ではあったものの、政党名簿の存在を前提として、という意味で、廃案となった一八九六年法案以上に「政党」を基盤とした内容であったことは明白である。こ

のような、明らかに伝統的な右派議員達の「反政党主義」から逸脱した法案であったにも関わらず、右派議員達の大半がこれに賛同したということは、たとえそれが選挙権改革後の大敗を防ぐためというネガティブな理由であったにせよ、右派にとっては歴史的な一大転換であったと言える。

2. 2. 2. 一九〇二年のオッテル政府法案および委員会答申における言説

この右派の理念転換は、政府法案の立法趣旨の部分に明確に現れている。直前の一九〇二年のオッテル政府の選挙権改革法案の立法趣旨においては、「比例代表制は、多数者の圧迫を防ぎ、少数者の権利を守る上での有効な手段を明確に形作る」ということは認めながらも、当時のスウェーデンが「政党構成と政党綱領という点において、比例代表制の十分な前提が存在しているとは言えない」(KU 1902:6:22)という理由で、その導入を見送っている。つまり、この時点でのオッテル政府は(実質的には左派政党の存在を視野に入れ、彼等との間で政党間競争を想定していたにも関わらず)、スウェーデンには政党主体の政治は存在しない、という観念を捨てていなかったのである。

このような大前提は、政府だけでなく、右派が主流派を占める憲法委員会全体の中でも支配的な認識であった。たとえば、この年の憲法委員会では、自由統一党のエルンスト・カールソン(Ernst Carlsson)が提示した「国会内の委員会構成員選出投票における比例代表制の導入法案」(MAK 1902:174)を巡る答申の中でも、委員会の見解として「国会および委員会内での政党対立をこれまでよりも先鋭化させる」という理由で棄却している(KU 1902:9:10-11)。無論、これは(第一院も対象としていたため)当時の委員会構成における右派の優位が崩されることを防ぐための単なるレトリックと解釈することも出来るが、いずれにせよ「政党対立」自体が悪徳であるという観念が

まだこの時点まで残っていたことが伺える。

また、同年に自由統一党のヘドランド (Henrik Hedlund) が提示した「都市議会および教区選挙における比例代表制の導入」(MAK 1902 139, 140) に対しても、右派が主流派を占める委員会は、それによって政党対立が助長されるという理由で棄却している (LU 1902 38: 10-12; LU 1902 39: 13-14)。つまり、一九〇二年時点では、政党綱領に基づいて選挙戦を戦うという(今日では当然の)「政党主体の選挙」自体を悪徳と捉える認識が、まだ右派議員の間では一般的だったのである。

2. 2. 3. 一九〇四年のポストレーム政府法案における言説

ところが、二年後の一九〇四年のポストレーム政府法案の立法趣旨においてはその論調が一変する。前述の通り、ポストレーム自身は一八九六年の時点で実質的に政党政治を前提とした改革案を提示していたのだが、この年の法案ではよりラディカルに「政党を前提とした選挙法」の必要性を説いているのである。

彼はまず、比例代表制の導入によって、有権者が投票時に「政党の発展への協力」を強いられることや、「政治的見解が異なる候補者への」個人的共感に基づいた投票」を妨げられることが、彼等にとって未体験の「政党の強制」をもたらすことを認めた上で、「しかし、私にはこの種の政党の強制が実際に何らかの不自由を感じさせるとは考えられず、多くの一般の人々はそのような強制を感じることにすらならないことは極めて明白であると考えられる。別の視点から見れば、政党名に対して投票することの強制が抗議の対象となるというのなら、そのような不自由は(これまでも)長期に渡って我々を支配してきたものであり、それは今提案している制度によってもたらされるものよりも遥かに厳しいものであったと言うことが出来る」と述べている。

このように、彼は「政党名に対して投票すること」、すなわち政党を基準として投票することは、既に当時のスウェーデンの選挙制度下でも自分達を拘束してきた実態であり、そのこと自体は「抗議の対象」にはならない、と述べているのである。これは、明らかにそれまでの右派の観念と相反する主張である。

更に続けて彼は、「現在の複数人区において、対立政党の勝利をもたらす危険を伴うような票の投げ捨てを望まぬ全ての有権者達は、提出された政党の名簿に基づいて投票することを変えることは出来ず、そのような状況下では、本人としては国会議員に選出したくない者に対しての投票を強いられることになる。現在の一人区においても、特定の政党的方向性に与する選挙民は何らかの実質的な自由を行使することは出来ない。もし政党指導部が政党候補者として擁立した者に投票しなければ、その政党の衰退の原因となりうる」と説明することで、当時の相対多数決制の選挙制度においても、既に有権者達は「政党」を基準とした投票から逃れられない状況にあったことを強調している。

その上で、「この法案においては、全有権者が自身の政党の進展に対するリスクを犯すこと無く、彼が望む通りに彼の同胞が推薦した候補者に投票することが可能となり、現在支配しているような高圧的政党強制の下に置かれることがなくなる」として、比例代表制導入の妥当性を主張している(KU 1904 5: 46-47)。ここでは、有権者が「自身の政党の進展」を考慮に入れた上で投票することが可能となることを比例代表制の「利点」として位置付けており、明確に「政党主体の選挙」を政治における前提と考える政治観が示されている。

この説明の論理的な整合性については、当時の右派の内部からも様々な異論が生じたが、最終的に右派の大半はこの方針を支持するに至った。この事実から類推されるこの時点での右派の最大の変化は、実質的に「政党の存在を前提とした選挙」が現在のスウェーデンを支配しているということを実態として認め、そしてはやそれ自体を

「克服しなければならぬ害悪」とは考えなくなり、むしろそのような「政党政治」を前提として、それを有効に機能させるための法案作成を目指す方向性へと転換した、ということである。

第三節 右派内での比例代表制擁護の潮流

2. 3. 1. 一九〇四年以前の比例代表制導入案

無論、比例代表制自体は、前述の通り一九世紀の時点で既に導入が検討されており、右派の内部でも（選挙権拡大後の苦戦を予想して）比例代表制の導入を主張する議員は一九〇四年以前にも存在した。その一例がボストレームの一八九六年法案であり、その意味では彼は以前から既に政党制の存在を事実上前提としていたと言える。しかし、その時以上に「政党」に依存した法案を提出し、それに対して多くの右派議員達の賛同を得ることが出来たという意味では、やはりこの一九〇四年が右派全体にとっての一つの重要な転換点であったと言える。

また、一九〇二年の憲法委員会答申では、前述の左派議員からの法案のみならず、実は右派からも比例代表制導入を検討する声が上がっていた。たとえば、第一院議員のベリ（Gustav Axel Berg）は「累積投票式」の比例代表制を提案している。これは必ずしも政党を必要とする制度ではないが、その適用例では明確に「二つの政党の存在」を前提としており、左派と右派の対決構造を視野に入れた上での提案であることは明白である。⁽¹⁾一方、同じく第一院議員のモベリ（Carl Moberg）や、第二院の地方民党員のボエティウス（S. J. Boethius）も、同じ答申の中で「選挙権拡大に関してはより綿密な調査が必要」という前提の上で、比例代表制適用の可能性も考慮に入れるべきである」と（特に後者は積極的に）提言している（KU 1902 6: 117-118, 138-139）。しかし、これらの意見は右派の主流派には

受け入れられず、あくまで少数意見として記録されているに過ぎなかった。

一方、右派系の政治学者の間では、既に幾度も比例代表制導入が提案されてきた。特に、右派色の強い一八九七年創刊の『政治学雑誌 (Statsvetenskaplig Tidskrift)』においては、その創刊期から様々な論者が比例代表制について論及している。創刊号ではスヴェンセン (Emil Svensen) が上述の一八九六年のポストレームの部分的比例代表制導入案を支持しつつ、その計算方式に関して様々な選択肢を提示し (Svensen 1899)、ローセンゲレン (Erik Rosenngen) もそのスヴェンセンの議論への付言として、自身の比例代表制論を展開している (Rosenngen 1899)。更にはその二人の議論でも引用されている当時の著名な比例代表制論者フラグメン (E. Phragmen) 自身もまた、持論の負荷式比例代表制を紹介する論文を掲載するに至り、一方でハンソン (Sigurd Hansson) は委員会構成員選出時の比例代表制原理の導入の必要性について論じている (Hansson 1899)。

更に一九〇〇年号ではフロードストレーム (S. Flodström) がティエレ (T. N. Thiele) の「連記式の投票形式の比例代表制」⁽³⁾ を、一九〇二年号ではルンステット (A. F. Runstedt) がレウテル (H. Reuter) の「二人区の比例代表制」を紹介するなど、既に政治学界では比例代表制は活発な議論の対象となっていた。

このように、一九〇四年のポストレーム法案は突発的に生まれた訳ではなく、様々な議論の積み重ねの末に、右派の切り札として投入されたのである。

2. 3. 2. ファールベックの比例代表制擁護論

そして、この時代の政治学界からの比例代表制擁護論の代表格として、ここでは上述の『政治学雑誌』の編集長にして第一院議員でもあったファールベック (Pontus Fahlbeck) の言説についても触れておこう。

彼は一九〇二年号の時点で既に、選挙権拡大の弊害を防ぐための選択肢の一つとしての比例代表制の有用性に就いて言及しているもの（Fahlbeck 1902: 171-172）、一九〇三年号では、比例代表制の持つ少数派保護の効果を過大評価してはならない（むしろ両院対等制の維持の方が重要）とも述べており（Fahlbeck 1903: 152-157, 164-165）、必ずしも熱心な比例代表制論者ではなかったが、自国の政治が徐々に政党主導となりつつあることは明確に認識していた。

そして一九〇四年号では英国との比較という観点から、まず両国の政党制の違いに触れ、英国では社会階級を基盤としない流動的な二党制による政権交替慣行が成立しているのに対し、スウェーデンでは非階級政党（第一院右派・自由統一党）と階級政党（地方民党・社会民主党）が並存している点を強調している。この背景として、スウェーデンには英国のような議院内閣制慣行は存在せず、むしろ米国同様の行政と立法が分離した権力分立体制であり、なおかつ（米国で二大政党制が成立する要因である）「国家元首の選挙」も存在しないため、スウェーデンでは選挙を通じて「多数派」を形成する必要がなく、だからこそ英国のような非階級的な全国政党を形成する必要がなかった、と説明している。

そしてそれ故に、比例代表制は英国のような（議院内での多数派形成を必要とする）議会主義国家においては不適切であるが、（議院内での多数派形成を必要としない）権力分立国家であるスウェーデンには適用することが出来る、という形で、政府の比例代表制を擁護してゐるのである（Fahlbeck 1904 av.1: 12-15, 24-30; Fahlbeck 1904 av.2: 73-79, 88-93）。

この彼の論理の特徴は、スウェーデンにおける政党制の存在を認め、政党を前提とした比例代表制を擁護しつつも、その適用が可能なのはあくまでスウェーデンが権力分立体制であるから、と主張している点である。その意味

で、「議会主義への潮流」という観点から見れば、明らかにこの論文はその潮流を止めることを意図した内容であり、その意味ではまだこの時点における「比例代表制擁護派（政党制受容派）」がそのまま「議会主義擁護派」であるとは限らないということは、この国の議会主義化の潮流を分析する上で、留意すべき点であろう。

2. 3. 3. 「苦肉の策」としての「政党」容認

このように、一九〇四年のポストレーム政府法案以降、右派の主流派は「明確に政党制原理に基づいた議会改革法案」を受け入れることになった。無論、大半の右派の人々にとって、この名簿式比例代表制導入を決意する直接的な動機となったのは、「政党を前提とした政治」が自国に合致していると考えたからでもなければ、議会主義への転換を目指したからでもない（むしろ上述のファールベックのように、全く逆の理由でその必要性を説く者もいた）。単純に、選挙権改革後に自分達の影響力を少しでも確保することが主目的であった。

それは上述の比例代表制導入派の論客達の言説からも明らかである。彼等が比例代表制の有用性を語る上で用いる語句の大半は「多数派の支配防止」であり、導入後の政党の役割強化の側面については殆ど触れていない。実際、この一九〇四年の時点の『政治学雑誌』において最も積極的に比例代表制を擁護したシャリーエル (C. V. L. Charlier) もまた、ウブサラやドイツの事例を引き合いに出しつつ、その主張は「いかに小選挙区制では少数派が代表されないか」ということへの立証に終始している (Charlier 1904a: 31-33; Charlier 1904b: 201-202, 210-220)。

しかし、結果的に彼等はその代償として、「反政党主義」というそれまで自分達が信奉してきたスウェーデンの伝統を放棄することを自ら選択したのである。多くの右派議員達にとつて、まさに「苦肉の策」の転換であったと言えよう。

もつとも、これをもって右派全体が完全に「政党政治容認」へと転換したとは言えない。特に第一院にはこの法案に反対した右派議員も多く、多くの異論を右派内に抱えていたことは事実である。

たとえば、第一院議員リートハンデル (Pehr Emanuel Lithander) は政府法案に対して、第二院の定員削減や合同投票の維持などを条件に認める対案を提示しているが、その中でも「どの政党に自分が属しているか、などと語るのは、良識ある人間のすべきことではない」と語り、比例代表制が政党対立を産むことを欠点として指摘している。最終的には、彼はその欠点との引き換えに「公平」という利点があるという理由から、左派の権力掌握への防止策として比例代表制の導入を認めてはいるのだが、それでも「政党政治」の危険性は幾度もその立法趣旨内で述べられており、根強い警戒心が強く見られる (KU 1904.5: 97-105)。

また、前述のファールベックは翌一九〇五年の論文でも、スウェーデンの政党は英国とは異なり階級利害に支配されているという理由から、そのような「一面的な政党綱領」を持つ政党（特に社会民主党）に政府が支配されるのが「自由の時代」の再来をもたらす危険性を強調している (Fahlbeck 1905: 245-249)。

ただ、この一九〇四年のポストレーム政府法案が、スウェーデンにおける政党政治の存在を認め、その枠組の中で左派との選挙戦に勝利することを目指す方向性が右派内で主流となる上での一つの転換点となったことは間違いない。

とはいえ、右派議員達の理念が転換したところで、それが右派の「政党」化に直結する訳ではない。右派の内部においても、上記のような規範的な側面からの批判だけでなく、実態として当時のスウェーデンには「政党活動の拡大に向けての精力的な運動は殆ど見られない」ということを指摘する声もあった。このような状況から、本格的な「大衆に根ざした統一勢力としての右派政党」へと変貌する上でのもう一つの重要な契機となったのが、この法

案作成と並行して進められた、同年秋の普通選挙民同盟（AVF）の設立である。

第三章 有権者動員機関としての普通選挙民同盟（AVF）の設立

第一節 普通選挙民同盟（AVF）設立の経緯とその実態

3. 1. 1. 院内会派としての右派の諸勢力

前述の通り、二〇世紀初頭の段階で、右派議員は四つの勢力に分かれていた。第二院の農村出身者を中心とする「地方民党」と都市系の間層による「穩健改革グループ」、そして第一院の保護貿易派による「多数党」と自由貿易派を中心とする「少数党」である。このうち、より保守的傾向の強い地方民党内の保護貿易派（富農層）と多数党は「保守派（*Den konservativa*）」、やや中道寄りの穩健改革グループと地方民党内の自由貿易派（中農層）と少数党は「穩健派（*Den moderata*）」と呼ばれていた（Stenås 2001: 55-56）。

これらはいくつかの争点単位では結集したものの、国政全体を通して統一的な綱領を有していた訳ではなかった。そして前述の通り、規範的にも当時の右派議員達は、「政党規約」に縛られる形で結集すること自体を悪徳とみなす傾向が強かったのである。故に、右派にとってこれらの諸政党名はいくまで議会内での呼称にすぎず、全国規模で彼等の選挙戦を組織的に支援する機関は存在しなかった。

3. 1. 2. 左派への対抗戦略としての選挙機関設立への動き

一方、社会民主党は一八九八年に設立された全国労働組合「LÖ」を基盤として組織的な選挙戦を展開することで勢力を拡大し、自由統一党もまた一九〇二年に有権者動員機関「自由全国同盟 (Frisinnade landsföreningen)」を結成したことで、より広範な選挙戦が可能となった。その結果、一九〇二年の第二院選挙では社会民主党は議席数を四に伸ばし、自由統一党に至っては総勢一〇七人に達する巨大勢力となり、両者の合計数（一一一）は、第二院の過半数（一一六）に肉迫するに至ったのである。

この大敗の後、右派の内部でも、左派と同様の全国規模での組織的な有権者動員機関の必要性を説く声が高まり始める。この選挙の直後に、当時の右派系新聞の代表格である『我が国 (Var Land / 以下、VL)』は右派の有権者達の団結を訴え、それに触発された第一院多数党のエストベリ (Gustav Fredrik Östberg) が中心となり、本格的に全右派を統合した有権者動員組織への結集を模索し始める。

当初、このような選挙機関の設立に特に積極的だったのは、エストベリを初めとする第一院の多数党（保守派）であった。予算承認などの際には両院合同投票となるため、第一院議員達にとっても第二院の右派の勢力維持は重要な問題だったのである。彼等はそれまで各地に点在していた右派の選挙組織（イエテボリ：一八九五年、イエヴレ：一九〇一年、ヴェルムランド：一九〇二年、ダルスランド&ルンド：一九〇三年）を統合し (Stenås 2001: 57)、統一的な全国組織を設立することを目指したのである。しかし、実際には同じ右派内でも第一院の少数党や第二院の地方民党との間では様々な利害対立を抱えており、その統合は容易には進まなかった (Wahlstrand 1996: 19)。

しかし、ポストレーム政府法案が提出され、それに対して右派議員達の大半が賛同を示した一九〇四年の秋、もはや全国規模の組織的な選挙戦が避けられない情勢下で、本格的な有権者動員組織の設立への動きが急激に加速し

ていく。

まず、第一院多数党の首脳陣は一九〇四年の八月八日にレストラン『リシエ (Riche)』で会合を開き、「反社会主義」をスローガンとした選挙連合の結成を決定する。その後、九月九日の会議以降は第一院少数党の面々や第二院議員達をも交えて具体的な内容協議に入っていくのである (Wahlstrand 1946: 20-23)。

3. 1. 3. 穏健派の主導権による「普通選挙民同盟 (A V F)」設立

そして、一〇月一七日〜一八日にはレストラン『ルナン (Ruman)』に二〇〇名以上の各地の右派系の有力者達 (そのうち第一院議員が約四〇名、第二院議員が約二〇名、新聞記者が約一〇名) が集い、遂に右派系の有権者動員機関としての「普通選挙民同盟 (A V F)」の設立を正式に宣言することになった。これは、統一右派としての初めての全国規模での選挙組織の設立であった。

しかし、設立当初の右派の内部は、決して一枚岩とは言えなかった。設立までの牽引者であった第一院多数党のエストベリは、当初は党綱領の中に「普通選挙権導入」を加えることに反対し、あくまで「反左派」という目標だけを掲げた緩やかな連合体とすることを望んでいた。これは全右派議員の統合のために、選挙権改革自体に反対する最保守派議員達の反発を抑えることを意図していたからであり、右派内での選挙権改革を巡る分裂の回避を最優先事項と彼は考えていたのである。

一方、第一院少数党の指導者タム (Hugo Tamn) は「ネガティブな綱領だけでは支持を得られない」という理由から、比例代表制に基づく選挙権改革を統一綱領の中に入れるべきだと主張し、スタラーフルト (Karl Persson i Stallerhult) やネズレフ (Hans Andersson i Nöbelöv) 等の第二院の有力議員もそれに賛同する。タム達は、もしこの

要求が最保守派によって拒絶された場合、穏健派だけで別個の組織を設立することを視野に入れていた（Wahlstrand 1946: 32）。

それに加えて、当初から右派系の選挙組織の設立を強く訴えていたVLSなどの右派系の新聞社がタムの主張を支持したことが穏健派を勢いづけ、最終的にはこのルナンの会議で穏健派が保守派の反対を押し切り、「普通選挙制導入」が綱領に記され、更には組織名にも「普通選挙民」という言葉が加えられることとなったのである（Stenås 2001: 57-59）。これは、右派内部での主導権が保守派から穏健派へと移動していく上での重要な転換点でもあった（そしてこの「穏健派」という呼称が、今日の右派政党である「穏健統一党／Moderata Samlingspartiet」という名称にまで受け継がれているのである）。

3. 1. 4. 普通選挙民同盟（AVF）の組織構造

このAVFの設立により、右派はようやく「統一的政治集団」としての組織化への第一歩を踏み出すことになる。その内部構造は以下の通りであった。

まず、その組織の上層部にあたる中央幹部会（överskyrelse）は各地の代表者七二名によって構成され、更にその中から五名の執行委員会（Verkställande utskott）を選出することが決定された（任期はいずれも三年）。その上で、各選挙区ごとに地方支部（lokalförning）が設置され、それぞれの中で三名以上の地方幹部会（lokalförningsskyrelse）を設置することが定められた。彼等は執行委員会に構成員に関する情報を毎年報告し、選挙集会を開催し、中央幹部会と執行委員会の意向に沿う形での選挙運動の活性化のための様々な告知を担うことになった。

ちなみに、構成員に関しては「この同盟の目的のために働くことを希望し、中央幹部会もしくは地方幹部会に参

加申請した上で会員として認められた、全ての名高い成人男性」と規定されており、国会議員のみならず、右派の政治活動に協力する全ての人々を対象とした組織として位置付けられている。

とはいえ、運営において実質的に中心的役割を担ったのはやはり国会議員（特に第一院議員）であり、上述のルナンの方針採択会議の直後に選出された中央幹部会の七二名のうち、三八名を国会議員（第一院議員二〇名、第二院議員一八名）が占めていた。ちなみに、他の構成員の中には、上述のV.L.を初めとする多くの右派系マスコミや、各地の有力な企業家、地主、教師、軍人など、実に多様な職業の人々が顔を揃えていた（Wahlstrand 1946: 41-45, 96-99）。

ただし、このA.V.F.はあくまで選挙活動のみに特化された組織に過ぎず、それ自体を「政党」と呼ぶことは出来ない。また、A.V.F.設立後も右派議員の間では保守派と穏健派の対立が依然として残っており、議会内にも複数の右派系議員集団が並存していた（一九〇五年には地方民党から自由貿易派が離反し、穏健改革グループと合流して「全国進歩党／Nationella Framstegspartiet」を結成したことで、第二院内での両者の路線の違いは更に明確化する）。

しかし、それまで個人単位／地域単位での選挙活動が中心であった右派議員達が全国的に一つの選挙組織へと結集し、右派議員達が「選挙レベルにおける統一組織化」に踏み切ったという事実が、右派の「政党観の転換」ととつての重要な転機であったということは間違いない。

3. 1. 5. 普通選挙民同盟(A.V.F.)の綱領における右派の変貌

それでは、実際にルナンの会議で発表されたA.V.F.の設立趣旨を確認してみよう。その主要な特徴は、徹底した反左派主義的方向性と、「全ての社会集団の代表」という自己規定、そして比例代表制による普通選挙制の導入にある。

彼等はまず、「数年前から我が国には、多くの貧民達の利益の促進を第一目標に掲げつつも、異なる社会諸集団を分裂させ、争わせようとする傾向を持つ広範で熱狂的な煽動が展開されてきた。これらの破壊活動をも含む煽動が可能となった要因は、その指導者達によつて作られた組織と連合にある。故に、彼等に効果的に対抗する上で何か出来ることがあるとすれば、そのためには彼等に反対する者達による連合が必要となる」という形で、第一に「左派への対抗」を掲げる。

そして彼等は「これは、上記の目的に関心を持つ、ここに集められた全ての社会階級の結集を目指すものである。この同盟の主要な目的は、社会の良好で正当な利益に反対する急進的／社会主義的志向に本気で対抗することである。そのためにこの同盟は、国会における全社会階級の正当な影響力を保証する形での選挙権問題の解決への慎重な願望を志向する」という形で、自分達が「階級に立脚した政党」ではなく、「全社会階級を代表する勢力」であること、そして「全社会階級の代表権を保護するための選挙制度」すなわち「比例代表制による普通選挙制」という政府法案に賛成する旨を示している（YL 1904/10/19）。

つまり彼等は社会民主党や自由統一党左派のような「一部の階級（低所得層）のみを代表する政党」による国家独占を防ぐという立場に立ちつつも、実質的に国家が「諸階級に代表された諸政党」による分裂状態にあることは認めざるをえないが故に、それらに選挙で対抗するための「非左派勢力の結集」を促したのである。これは「諸階級による国家分裂を防ぐ」という意味ではそれ以前の右派の思想と一貫した理念であり、またこの点に関しては左派（特に、労働者階級の代表と自己規定している社会民主党）の政治スタイルとは明らかに一線を画していたが、一方でそれまで左派が用いてきた「統一的な綱領を掲げて大衆に支持を訴える」という手法自体に関しては、完全にそのまま踏襲している。つまり、右派は「階級対立激化の防止」という理念は維持しつつも、そのための手段と

しての「政党対立」自体を認めたことによって、選挙戦および議会政治の方法論としての「政党主体の政治」という大前提を左派と共有することになったのである。

そしてこの「全て社会階級の代表」という自己規定は、今日の穏健統一党にまで引き継がれる右派の根源的理念となる (Nilsson 2002: 46-48)。その意味でもこのAVFの設立は、スウェーデンの「右派政党」の原点であったと言える。

第二節 一九〇四年以降の政局の動向

3. 2. 1. 一九〇六年のスターフ政府による選挙権改革の失敗

ここで、一九〇四年法案廃棄後の政局の流れを確認しておこう。ポストレーム政府は一九〇四年の政府法案の失敗後、翌一九〇五年にも同様の内容の法案を提出するものの結果は変わらず、そのまま辞任に追い込まれる。その後、ラムステット (J. O. Ramsedt)、ルンデベリ (Christian Lundberg) という短命の右派内閣を経て、一九〇五年の第二院選挙を迎えたのであるが、この選挙で自由統一党は一〇九議席、社会民主党は一三議席へと躍進し、遂に左派陣営の総議席数が第二院の過半数 (一一六) を突破する。

国王オスカル二世はこの選挙結果を受けて、スターフが選挙権問題を解決することを期待して彼を首相に任命する。ここに、スウェーデン史上初の左派政権が誕生することになったのである。

しかし、スターフは(従来の小選挙区制への批判に対抗するため)二回投票型の小選挙区制に基づく選挙権改革案 (KMF 1906 55) を提示したものの、第一院をほぼ完全に支配する右派議員達の賛同を得ることが出来ず廃案とな

る。この時、右派は全国進歩党のポボダ (Alfred Pettersson i Pånoda) の提出した「両院に比例代表制を導入し、なおかつ県議会の最大投票数を一〇〇〇票まで制限」という対案 (MAK 1906 151) へと結集し、第一院ではこのポボダ案が可決されるものの、第二院では過半数を支配していた左派の反対を切り崩せず、廃案となる。

このように、一九〇六年政局では左右両陣営が提出した法案がいずれも片方の院の賛同しか得ることが出来ず、業を煮やしたスターフは「第二院の解散で国民の信を問う」という手段を提案したが、国王に「政府法案に賛成した第二院を解散するのは不合理」として却下される。結局、そのままこの年の改革は暗礁へと乗り上げ、打つべき手段を無くしたスターフは一九〇六年の五月末に辞任する。

3. 2. 2. 一九〇七年のリンドマン政府による妥協形成

スターフ辞任後、首相に任命された右派のリンドマン (Arvid Lindman) は、ポボダ案を下敷きにして、一九〇七年国会において「両院および地方議会への比例代表制の適用」と「地方議会における最大投票数の四〇票への制限」などを包括した男子普通選挙法案 (KMP 1907 28, 29, 30, 69, 70) を提出する。これは、当時の右派としては最大の譲歩であった。

これに対し、左派の主流派はなおも強硬姿勢を崩さなかったが、自由統一党内の北部農民グループの指導者であるテルベリ (Daniel Pettersson i Tallberg) が、この法案に対して、「第一院の被選挙権制限の軽減（財産四〇〇〇クローナ以上、もしくは納税額二〇〇〇クローナ以上）」と「第一院議員への歳費給付制度の導入」を認めれば、自由統一党主流派から造反して賛成に回る、という対案 (MAK 1907 252) を示す（テルベリは以前から、地方議会および第一院議会の改革の必要性をスターフ達よりも強く訴えていた）。これに対して右派側からは難色を示す声も多

かったが、最終的には「財産制限・五〇〇〇クローナ、納税制限・三〇〇〇クローナ」へと再調整したことで、ようやく国会両院において過半数の承認を得ることに成功する（安武 2006）。

ただし、当時のスウェーデンの規定では、憲法改正のためには一度改正前の制度での選挙を経た上でもう一度国会両院で可決する必要があるため、最終的にこの法案が成立するのは一九〇九年国会のこととなる。ちなみに、その最終投票においても反対票を投じたのは、社会民主党および数名の自由統一党急進派と、選挙権改革そのものに反対する若干の最保守派議員のみであった。

第三節 普通選挙民同盟（AVF）設立後の右派の変貌

3. 3. 1. 一九〇五年選挙における普通選挙民同盟（AVF）の選挙綱領

このような国会での政局の背景で、右派議員達はこれまで以上に「選挙民の支持を得るための努力」を志向するようになる。そのことが特に明白に現れているのが、一九〇五年九月の第二院の選挙戦である。この選挙に向けてAVFは、八月一二日に「スウェーデンの選挙民へ」と題した選挙綱領を公表する。それは、スウェーデン史上初の「統一右派による選挙綱領」であった。

そこでは最初に、当時まさに緊張感が最高潮に達していたノルウェーとの同君連合解消問題に関して、「スウェーデンの自立のための防壁と、スウェーデンの利益の保護のために我々の力を結集させることが、未来に対する我々の義務である」という前提の上で、対ノルウェー強硬姿勢を示し、逆にノルウェーの左派への同調によって過去十数年の同君連合の弱体化をもたらした（と彼等が考えている）左派議員達には投票しないように訴えている。

そして彼等は次に選挙権問題を取り上げ、以下のように述べている。「第一に、選挙権問題は迅速かつ適切に解決しなければならぬ。（中略）しかし、選挙権改革は一つの社会階級に全ての権力を与えるような方法で施行してはならない。それは平等な土台の上に築き、どこに所属する者にもそれぞれに与えなければならぬ。それ故に、国会第二院の選挙権の拡大は、全ての利害が正当に供給され、全ての階級と政党がその勢力ごとに代表されることが可能となる方式でなければならぬ」。まさにこれこそが、AVFの設立理念である「比例代表制に基づいた普通選挙制の導入」という中核的方針であると言えよう。

更に続けて彼等は労働問題に関して、「一方においては、肉体労働者階級の社会的・経済的側面を改善し、自律的な立場をもたらすための闘争を促進させることは妥当である。しかしもう一方で、社会問題の取り扱いにおいては、産業経済の存続可能性と国内経済の発展への綿密な配慮が必要となる」と述べた上で、労働問題における労働者と産業界の対話の必要性についても言及している。

そして最後には「我が国の未来がここまで選挙民達の義務の遂行に委ねられたことはない。選挙民に対する祖国の要求が今ほど強かったことはない」と強調した上で、「スウェーデンのため、国民のため、市民的自由のため、投票所に行こう」と、選挙民達に右派への投票を要請している（VL 1905/12）。実に簡素で、「綱領」と呼ぶにはやや乏しい内容ではあるが、まさにこの宣言こそが国政選挙における「統一的な政治集団」としての右派の最初の産声であったと言えよう。

3. 3. 2. 一九〇五年選挙におけるAVFの諸活動

上記の綱領に基づき、AVFは一九〇五年の選挙戦で様々な形で右派候補達を支援していく。たとえばストック

ホルム選挙区では、最初に六〇人の出馬候補者を列挙し、九月五日のレストラン『ルナン』での会議を通じて公認候補を選定する、といった形で右派内での統一的な選挙戦を展開していった（VL/1905/9/6）。

また、選挙戦中盤の段階に入ると更にVLを初めとする右派系の新聞上で「普通選挙権導入」や「社会改良」を訴えると同時に、社会民主党を仮想敵としてネガティブ・キャンペーンを展開する（VL/1905/9/12）。それに呼応してVL紙なども終盤戦では社説でAVF名簿に掲載された候補者への結集を呼び掛けるなど（VL/1905/9/28）、それまでの左派系の有権者動員機関と新聞が取ってきた連携を彷彿させるような展開を見せた。まさにこの一九〇五年選挙は、スウェーデン国民が右派と左派に明確に分裂して戦った最初の選挙であったと言える。

とはいえ、さすがにまだ設立直後のAVFには、既に数年前から民衆に根付いていた左派の選挙組織に対抗出来るほどの支持調達は無く、候補者間での様々な対立を残したままの急造組織に過ぎなかったため、前節で述べた通り、一九〇五年の選挙では左派連合による過半数掌握を防ぐことが出来なかった。しかし、この苦い初陣こそが、右派の政党化への重要な第一歩となったのである。

3. 3. 3. 一九〇六年の六月同盟設立による新聞買収戦略

このように一九〇五年選挙では惜敗したものの、その後も右派による選挙民の支持調達への努力は活発化している。実際、一九〇六年に首相に就任したリンドマンも、就任直後に「第一院も、もっと国民の中に根を張らねばならぬ」（Carlsson 1961: 462）と同胞達に促しており、明確に「選挙民の支持調達によって戦う集団」への自己刷新がこの時期に生じていたことが伺える。

その自己刷新の産物の一つとして、「六月同盟（Juniförbundet）」を挙げておこう。これは一九〇六年六月に設立

された組織で、それまで左派寄りであった「ストックホルム新聞 (Stockholms Tidningen/ST)」を買収して右派法案支持の記事を載せる新聞へと転換させることを目的とした、右派議員およびその支援者達による有志団体であった。この背景には、前年の選挙における敗北を機に、新聞の重要性を改めて右派が痛感させられたという事情が挙げられよう。

結局、この買収計画は失敗に終わるものの、彼等はその代わりに「スウェーデン朝刊 (Svenska Morgonbladet/SVM)」と「スウェーデン日報 (Svenska Dagbladet/SVD)」の買収に成功し、これらを組織的な有権者の支持調達のための道具として活用して行くことになる (Stenius 2001: 60-61)。

たとえば SVM は、一九〇六年五月の時点では、スターフ案を棄却した第一院に関して「直前の選挙でスウェーデン国民が示した意見を冷淡に否定した」(SVM 1906/5/15)、「我々の上院 (第一院) が国民の意思と意見に反する態度を示したという疑いなき怠慢が不満を引き起こしている。スウェーデン国民は自身の国家の主人になることが出来ないのか?」(SVM 1906/5/16) などと評して、一九〇五年選挙で勝利した左派の掲げる法案の正統性と、それに反対する右派への批判を連呼していたのに対し、買収後の翌年五月の時点では、「『今こそ解決を』というのが国民の声である。(中略) 両院が早急にテルベリ案を受け入れれば確実な解決がもたらされる」(SVM 1907/5/8) と主張し、同様にこの法案を支持するウプサラでの A V F の集会での声を掲載するなど (SVM 1907/5/10) 明らかに右派案に同調する内容へと転じている。⁶⁰⁾

同様に SVD においても、一九〇六年五月の時点では「重要なのは第二院であることは明白である」として、第一院に対する第二院の優位を唱えるスターフの主張に賛同し (SVD 1906/5/27)、「スターフ退陣後も彼を支持するデモなどを好意的に報道していたにも関わらず (SVD 1906/5/28)」、一九〇七年政局の際には、そのように第二院に重点を

置き、第一院を無視し続けるスタッフに対し、掌を返して「自由統一党の指導者達の目的は、貧しい国民の第一院への参加の権利を与えることではなく、選挙権法案そのものを廃案にすることにある。(中略)その目的は、自由統一党の指導者達が最終的に政策と引き替えに自身の権力欲を満たすことにある」(SyD 1907/514)と、痛烈に批判している。

これらの右派の新聞買収による大衆意思操作の効果自体を正確に把握することは出来ない。しかし、右派がこのように私財を投げ打ってまで組織的に大衆の支持の獲得を目指すこと自体、以前とは明らかに異なる「大衆に根を張った政党」への転換を目指す傾向の現れであることは明白であろう。

このように比例代表制導入方針の確定、およびその直後のAVF設立を通じて、ようやく右派は左派と同じ「政党政治」の土俵の上で戦う存在へと転換した。つまり、ここで初めて「政党主義原理」が左派のみならず右派陣営にも共有されることになり、議会主義化へ向けての重要な伏線がここで形成されたのである。

終章 一九〇四年以降の右派の変貌と政局の展開

第一節 「政党観」を巡る左右両派の共通認識形成

これまでに示した通り、この二〇世紀初頭の議会改革論争では、選挙方式を巡って左右両陣営で激しい攻防が繰り広げられたが、最終的には右派の掲げる比例代表制法案が勝利したことで、この後のスウェーデン国会の選挙において、右派も左派も完全に「政党単位での選挙戦」を強いられることになった。これは、それまで「政党主体

の政治」を「政治の墮落」と捉えていた右派にとっては、自身の「政治観（政党観）」を覆す一大転換であり、その最初の萌芽となったのが、一九〇四年のボストレーム政府法案だったのである。

そして、この方針転換と歩調を合わせて議会外では、「政党政治の時代」の到来を見越して、有権者動員機関としてのA V Fが設立され、これを機に右派は「政党支配から独立した諸政治家の集団」から「統一綱領に基づいて行動する議員・有権者の集団」へと転換する上での第一歩を踏み出すことになる。そしてこのA V Fこそが今日の右派政党「穏健統一党」の源流となったのである。

このように、この二〇世紀初頭の政局を経て、右派は初めて左派と同じ「政党政治」という土台に立ち、名実共に議会内での多数派形成を巡って有権者の支持を獲得し合う存在へと変貌を遂げた。「諸階級による国家分裂」を防ぐという理念は維持しつつ、そのための手段としての（これまではそれとほぼ同義語として用いられていた）「諸政党による選挙競争」を正統化するに至ったのである。

ただし、これで全ての右派議員の間での「政党への嫌悪感」が完全に消滅したとは言い難く、この選挙権改革直後の時期のみならず、議会制民主主義体制が成立した後の戦間期においてすら、「政党」を「墮落的で低モラルな『合同』もしくは『派閥』」とみなす傾向自体はスウェーデンの政治家達の内部に根強く残っていた（Thermius 1935: 9-10）。その意味で、あくまでこの路線転換は右派内の「主流派」の路線転換にすぎず、実際には多くの反政党史主義の残骸を抱えたままの「統一右派政党としての船出」であったことは留意すべきであろう。

とはいえ、右派の主流派にとって「政党間の対立」が「克服すべき危機状態」から「議会政治における大前提」へと変化し、「議会内の多数派が権力を握る政治形態」としての「議会主義」を確立させる上での大前提である「議会内での多数派形成を巡って選挙戦を戦う」という行為自体の正統性を認めたということは、後の議会主義化へ向

けての大きな布石となったと言えよう。

第二節 一九〇九年改革の限界

しかし、一方でこの一九〇九年の議会改革自体が「未完の改革」であったこともまた事実である。選挙権の拡大という観点から見れば、女性参政権の問題のみならず、納税や兵役の未了者などへの選挙権停止条項が含まれており、現代的価値観における「民主主義」の要件を満たしていたとは言えない。また首相任命権を国王が実質的に握り続けていたという意味では、まだ「議会主義」が確立されたとも言えず、前述のファールベックの理論にも見られるように、右派議員達の間では「権力分立体制の維持」を主張する意見が根強かった。すなわち、「立法府レベルでの多数派形成競争」の必要性は認めても、「立法府の多数派が行政府の長を任命する権利」までをも認めるには至っていないからである。

序章で述べた通り、最終的にスウェーデンにおいて議会主義原理が確立するのは一九一七年のエデーン連立内閣の成立以降であり、民主主義化に関しては一九二一年の男女普通選挙法の成立をもって完成する。

このようなスウェーデンの政治変革の流れの中で、この一九〇九年改革はあくまで「一つの通過点」にすぎなかった。しかし、それは民主主義化の側面において有権者層の一定程度の拡大を果たしたという点のみならず、実は議会主義化の側面においても、ここでの右派の理念転換によって「左右両勢力間での『政党観』の共有」がもたらされたことが、一九一七年の体制転換においても非常に重要な役割を果たすことになる。このことは、また別稿で論じることとしよう。

第三節 今後の課題

本論文は、一九〇九年改革を巡る政局の中で生じた「右派の路線転換」に焦点を当て、主に一次資料に基づいて彼等の諸言説の変化について検証した。しかし、当然のことながらこの議会改革の成立においては（実質的には右派主導であったとはいえ）左派勢力による国会内外での活動が非常に大きな役割を果たしたことは言うまでもなく、特に最後の一九〇七年妥協において鍵となった北部農民グループ達の造反をもたらし要因については、（左派研究、および都市・地方対立の研究という観点から）更に詳細な分析が必要となろう。

そして、実はこの一九〇九年の議会制度改革は右派議員達のみならず、左派議員達にも「議会観」という観点において大きな理念転換をもたらしており、そのことが一九一七年以降の議会主義確立に向けてのもう一つの重要な土台となったのである。その問題に関しても、いずれ稿を改めて論じることとする。

また、この選挙権改革期全体を通して右派が最終的に議会制民主主義を受け入れたことが、戦間期に欧州全体がファシズムの波に飲み込まれていく時代において、スウェーデンの右派を全体主義の潮流から切り離す上での重要な役割を演じた、ということを指摘する声もある（Olsson 2006: 54; Nilsson 2001: 80）。この「議会制民主主義を守る勢力としてのスウェーデン右派」がいかにして形成されたか、という点に関しても、より幅広い視野からの研究が必要となろう。

最後に、このような議会政治研究と並行して、社会経済的・国際的文脈からの分析が必要であることも強調しておこう。本論では殆ど触れなかったが、この時代の左派の政党形成や普通選挙権獲得への動きの背景には、関税論争における自由貿易派の敗北による「低所得層の議会政治への影響力の確保」を目指す運動の活発化があり、一方

で工業化の進展によって中間階級の収入が上昇したことが、これらの左派勢力の議会内での勢力拡大をもたらすに至った。また、右派がそのような左派からの要求を、兵役期間の延長を条件として認めたこと（第二章第一節）の背景には、ノルウェー独立運動への牽制や、近隣諸国における軍事的緊張感の高揚といった外交問題が絡んでいた。このようなより幅広い文脈からの「スウェーデン型議会制民主主義体制成立史」の形成に向けての一つの足掛かりとしてこの論文を位置付けた上で、今後は更に多方面からの実証分析に取組んでいくことを課題とする。

注

(1) テルボーン (Göran Therborn) は、一九一八年のドイツ敗戦が、スウェーデンの親独的な保守派が民主化を受け入れる契機になったという意味で、スウェーデンを「敗戦による民主化」として分類しているが (Therborn 1977: 20-21)、少なくとも敗戦で帝国崩壊に至ったドイツやオーストリアと、直接戦争には関わらず、戦後も王政や憲法の大半を維持したスウェーデンとを同列に並べることは適切とは言えない。

(2) ただし、設立当初の時点では大半の選挙区で選挙人 (electors) 制度が用いられ、実際に直接選挙で選出されるのは一三六選挙区中六選挙区にすぎなかった。しかし、やがてそれらの大半は廃止され、一八九三年には一四五選挙区中一二〇選挙区において直接選挙制が導入されている (KJU 1896 I: 2)。

(3) ただし、オルソン (Stefan Olsson) はこの改革で第一院や地方議会に不平等が残った点を強調している (Olsson 2000: 48-49)。このように、この改革があくまで過渡的の改革に過ぎないということには、筆者も同意する。

(4) ただし、形式的には国王には立法拒否権が、国会には大臣罷免要求権が認められており、両者の権力の境界線には曖昧な側面もある (清水 1974: 34-43)。

- (5) 厳密には一八六六年当時の通貨はRiksdalerだが、実質的にはその後のKrona (Kronor) と同義なので、本論では便宜上「クローナ」で統一して表記する。
- (6) この法案における当選順位の決定法は以下の通り。まず選挙区内の有効票数をその選挙区の議員定数で割り、「商」を算出する。その上で、開票時には各票の「一位」欄に記載された候補者の名を順に読み上げ、読み上げられた数が「商」に達した候補者をその時点で当選とし、以後の開票においてはその候補者の名が一位に書かれている投票用紙を、「二位」に書かれている候補者への票へと読み替えて計算する（二位の候補者が既に当選している場合は三位票、以下同様）。全票を集計し終えた時点でまだ議席定員に満たない場合は、その時点で必要な「商」の値を半分に切り下げた上で再計算して当選者を選出。それでも足りない場合は、順位に関係なく記入された名前が多い者から順に当選とする（KU 1896 11: 2）。
- (7) ただし、上述の一八九六年の政府法案に関する審議の時点では左派の中でも比例代表制導入への反対論が多く、その理由の中には「この方法は政党支配への最も盲目的な屈服をもたらす」（Palm/Svan Palme/RDP AK 1896 4: 46）、「この選挙方式は政党利益への道を開く」（Bromer/Jans Bromel/RDP AK 1896 42: 14）といった言説も見られる（ただし、ここでの彼等の批判の中心は「一部の選挙区のみへの導入は不平等」という点にあった）。その意味で、一九〇〇年以前は国会内の左派議員の間ですら「政党政治」を無条件に賞賛する者ばかりではなかったことには留意する必要がある。
- (8) ただし、この法案では「国家／地方自治体への納税滞納者」「兵役未了者」「保護下にある、あるいは破産状態にある者」「市民的信用を失った者」「本人あるいは家族が貧民補助を受けている者」などは排除されており（KU 1904 5: 3）、現代的な意味での「普通選挙制」とはやや性質が異なる。とはいえ、これは当時の欧州諸国における一般的な「普通選挙制」という呼称と矛盾する内容ではなく（KU 1904 5: 33）、また当時の左派議員達も納税条項以外には反対せず、一九〇六年以降は左派の大半も納税条項を認めるに至る。
- (9) この制度においては名簿内の各候補者間に順位は設定されておらず、有権者は全候補者（全政党）のリストの中から、何人か

の「当選させたい人物」に下線を引く。一人の候補者のみに下線が引かれた票は、その人物およびその所属政党への「一票」と数えられ、二人の候補者に下線が引かれた票は、それぞれの候補者およびその所属政党への「二分の一」として数えられる（三人の場合は「三分の一」と同様）。このようにして各政党ごとに合計票数を計算した上でドント式で議席を各政党に配分し、その上で政党内でより多くの票を獲得した候補者から順に議席が与えられる（KU 1904.5: 21-23）。

(10) たとえばレウテルシュールド (C. A. Reuterkyld) は同年の『政治学雑誌』にて「この法案の提案者は、階級利害としての集团的利害と政党利害としての集团的利害を混同している」と述べている (Reuterkyld 1904: 243)。

(11) この選挙制度では、たとえば三人区の場合、有権者は各自三〇票を有し、それを「一人の候補者に全票」「二人の候補者に各一票」「三人の候補者に各一〇票」の三つの選択肢から選んで投票出来る (KU 1902.6: 127, 145-147)。

(12) 彼の負荷式比例代表制には様々な型があるが、ここで紹介された計算法は以下の通り。有権者は任意の数の候補者に投票可能で、票計算時には全く同じ組合せの名前が書かれた票をそれぞれ一リストとして仕分けすると同時に、全投票用紙上の各候補者の名前前の数の和を各人の合計票数として算出する。合計票数が最多の者を第一位当選者とした上で、その当選者への票のリスト別の内訳を割合化し、一〇〇〇票をその割合に合わせて分割した「負荷」を、リストごとに算出する。

第二位当選者の選出時には、各候補者の名が書かれているリストの「負荷」を候補者ごとに合計し、その合計負荷数に一〇〇〇を足した数を合計票数で割り、その商の最少者を当選者とする。第三位以降も、同様に再度「負荷」を算出し、それまでの負荷と合計した上で同様に計算する (Phragmén 1899: 297-301)。

(13) ここで彼が紹介しているティエレ案の計算法は、以下の通り（三人区／立候補者六名の場合）。有権者は任意の数の候補者に投票出来る。票計算時には、当選者三人の組合せの可能性を全て列挙し（この場合は二〇通り）、それぞれの組合せごとに各投票用紙を、その組合せの三人のうち一人だけが書かれた用紙は一票、二人が書かれた用紙は「 $1+1/2$ 」票、三人全員が書かれた用紙は「 $1+1/2+1/3$ 」票として計算し、全票の合計数を算出する。全ての組合せについて計算した上で、その合計

票数が最も多かった組合せの三名が当選する (Fridstrom 1900: 116-117)。

(14) この方式では、全選挙区を二人区とし、投票者は「議員」と「補欠」を候補者の中から一名ずつ選んで一枚の投票用紙に記入する（以下はその集計法）。

【一】二人の候補者が共に議員票を1/3以上獲得した場合、その二人が当選する。辞職時には、当該議員への票の中で最多の補欠票の獲得者が代行を務める。

【二】一人の候補者が議員票の2/3を獲得した場合、その者は当選し、残り一名は単純多数決制の再選挙で選出する（辞職時の補充も同様に再選挙で選出）。

【三】上記の【一】【二】に該当しない場合、再選挙をおこなう。再選挙でいずれの候補者も2/3の国会議員票を得られなかった場合、相対多数の票を得た二名が当選となる。欠員が生じた時は【一】と同じ方法で選出する。

【四】上記の【三】の再選挙において、一人の候補者が2/3の票を得た場合、その候補者は当選となる。二人目には全票中最多の補欠票獲得者が選出される。

なお、これは直接選挙制の選挙区を前提とした場合であり、間接選挙制の選挙区においてはまた異なる集計法を提案している (Runstedt 1902: 301-304)。

(15) この発言主であるセーデルベリ (A. F. O. Cederberg) はこの状況を踏まえた上で、単記非移譲式 (SNTV) の導入を提案している (KU 1904.5: 115-119)。

(16) なお、ここで提示された比例代表制は、テイエレ案を元にフラグメンが作成した計算法で、原理としては「政党名簿を必要としないドント式」である（その意味では一九〇四年法案よりもやや「無所属議員」に配慮した内容である）。

有権者は投票時に、候補者リストの中から希望する人数だけ選出して下線を引く。票計算においては、まず単純に全票を合計して、最多得票者を一人目の当選者とする。そして、全投票用紙におけるその当選者の名前に印をつけ、その印付きの票を「1

／2票」として再計算した上で、最多得票者を二人目の当選者とする。その後、同様に全投票用紙におけるその当選者の名前にも印をつけ、以後は二つ印が付いた票を「1／3」票として計算する。四人目以下も同様にして、定員に達するまで計算する (KU 1906 7: 111-112, 123, 127-128)。

(17) ここの採用された計算法はダント式である。ただし、無所属立候補者に対しての投票は一括して「自由名簿」という形で一つの政党として扱うなど、政党(名簿)への所属を拒む無所属議員にも一応の門戸を開いた形式になっている (RSD 1907 3: 10-12, 27-28, 30, RSD 1907 4: 23-24, 44-48)。

(18) ただし、元々 SVM は必ずしも一貫して小選挙区制支持だった訳ではなく、以前にも比例代表制を支持していたことはあった。一九〇六年五月にヴァルデンストリーム (P. Waldenström) がこの同紙の委心を批判したのに対し、SVM は「我々は『主張を変えた』のではなく、『風に合わせてマントの向きを変えた』にすぎない」と返答し、あくまで直前の選挙における民意に従った上での転換であると弁明している (SVM 1906/5/19)。だが、一九〇六―一九〇七年間には選挙が実施されていない以上、一九〇七年の転換は買収以外では説明不能である。

参考文献

国会関連資料

- RDP FK (Riksdagens Protokoll: Första Kammarén) 1896 23; 1904 58.
 RDP AK (Riksdagens Protokoll: Andra Kammarén) 1896 41; 1896 42; 1904 66.
 KMP (Kunglig Majestäts Proposition) 1896 41; 1901 2; 1901 3; 1902 65; 1904 51; 1906 55; 1907 28; 1907 29; 1907 30; 1907 69; 1907 70.
 M AK (Motion: Andra Kammarén) 1902 139; 1902 140; 1902 174; 1904 223; 1906 151; 1907 252.

- KU (Konstitutionsutskott) 1896 1; 1896 11; 1897 3; 1902 6; 1902 9; 1904 5; 1906 7.
- RSU (Riksdagens särskilda Utskott) 1907 3; 1907 4.
- 新聞:
SVD (Svenska Dagbladet) 1906/5/27; 1906/5/28; 1907/5/14.
SvM (Svenska Morgonbladet) 1906/5/15; 1906/5/16; 1907/5/8; 1907/5/10; 1906/5/19.
VL (Vårt Land) 1904/10/19; 1905/8/12; 1905/9/6; 1905/9/12; 1905/9/28.
- 『選挙権問題 (Statsvetenskaplig Tidskrift)』 6 巻 4 号 1905 年 12 月 1 日。
- Charlier, C. V. L. (1904a): Enmansvalkretsar eller proportionella val? *Statistiska Meddelanden* 10: 1-12.
- Charlier, C. V. L. (1904b): Hvarför en övergång till allmän rösträtt i vårt land bör ske i sammanhang med införandet af proportionella val till riksdagens andra kammare. *Statistiska Meddelanden* 10: 13-14.
- Fahlbeck, Pontus (1902): Inkomstragarne och den statistiska rösträttsutredningen. *Statistiska Meddelanden* 8: 1-12.
- Fahlbeck, Pontus (1903): Rösträttsreformen.
- Fahlbeck, Pontus (1904): Engelsk och svensk parlamentarism (av 1 och 2). *Statistiska Meddelanden* 10: 15-16.
- Fahlbeck, Pontus (1905): Partiregering.
- Flodström, S (1900): Thieles proportionella valmetod. *Statistiska Meddelanden* 6: 1-12.
- Phragmén, E (1899): Till frågan om en proportionell valmetod. *Statistiska Meddelanden* 5: 1-12.
- Reuterskjöld, C. A (1904): Rösträtts propositionen 1904. *Statistiska Meddelanden* 10: 17-18.
- Runstedt, A. F (1902): Om Proportionella val på grund af tvåmansvalkretsar. *Statistiska Meddelanden* 8: 13-14.
- Rosengren, Erik (1899): Några anmärkingar med anledning av E. Svenséns förslag till proportionell valmetod. *Statistiska Meddelanden* 5: 15-16.

- Svensén, Emil (1899): Proportional representation.
- Sigurd, Hansson (1899): Om proportionalval i svenska riksdagen.
 本説書目録
- Carlsson, Sten (1961): Svensk historia 2 - Tiden efter 1718, Esselte Studium.
- Carlsson, Sten (1985): Tvåkammarriksdagens första skede (1867-1921), ur: Sjömanquist, Nils (Red.) Riksdagen genom tiderna,
 Riksdagens Jubileumsfond.
- Hofberg, Herman/Heurlin, Fritiof/Millqvist, Viktor/Rubenson, Olof (1906): Svenskt biografiskt handlexikon (SBH) 2nd edition
 (av. 1 och 2), Alb. Bonniers boktryckeri.
- Lewin, Leif (2002): Ideologi och strategi - Svensk politik under 130 år, Norstedts juridik AB.
- Nilsson, Torbjörn (2001): Högen 1890-1940: En historisk vandring mot demokrati, ur: Rösträtten 80 år — Forskarantologi,
 Graphium.
- Nilsson (2002): En elva utan högerytter - hundra års högenledare i historiens ljus, ur: Nilsson, Torbjörn (Red.), Anfall eller försvar
 - Högen i svensk politik under 1900-talet, Santerus Förlag.
- Olsson, Stefan (2000): Den svenska högerns anpassning till demokratin, Statsvetenskapliga föreningen i Uppsala.
- Rustow, Dankwart (1955): The Politics of Compromise - A Study of Parties and Cabinet Government in Sweden, Princeton
 University.
- Rydin, H. L. (1873): Svenska riksdagen - Dess sammansättning och verksamhet. Första delen, Norstedts & Söner.
- Therborn, Göran (1977): The Rule of Capital and the Rise of Democracy, in: New Left Review 103.
- Thermænius, Edvard (1935): Riksdagspartierna, Victor Pettersons bokindustri-aktiebolag.

- Stenlås, Niklas (2001): *Demokratiens Vetersakare? Högerens kamp för och emot demokrati*, ur: Röstströten 80 år — Forskarsantologi, Graphium.
- Sjengquist, Nils (1995): *Varför behövs nordiskt samarbete kring parlamentarismforskning*, ur: Brändström, Dan (Red.) *Parlamentarismen i de Nordiska länderna - En egen modell?*, Riksdagens Jubileumsfond & Gidlunds Förlag.
- von Sydow, Björn (1997): *Parlamentarismen i Sverige - Utveckling och utformning till 1945*, Gidlunds Förlag.
- Verney, D. V. (1957): *Parliamentary Reform in Sweden 1866-1921*, Oxford.
- Wahlstrand, Arne. (1946): *Allmänna Valmansförbundets Tillkomst*, Almqvist & Wiksells Boktryckeri AB.
- 小川有美 (一九九二) 「デンマークにおける議院内閣制問題と「体制変革」——スカンディナヴィア比較政治の視座から——」『国家学会雑誌』第一〇五号。
- 清水望 (一九七四) 『北欧デモクラシーの政治機構』成文堂。
- 安武裕和 (二〇〇六) 「スウェーデンの選挙権改革における排他的妥協／合意の構造」『北ヨーロッパ研究』第二号 (近刊)。